

企業取引・経営に
大きく影響する

大改正

120年ぶりの改正・2020年4月1日施行

民法・債権法 企業の対応策



知らなかった!!
では済まされない

・売掛金消滅時効の規定・保証ルールの見直し
・賃貸借のルール・各種契約書の改定 など

来年4月から、企業活動や国民生活におけるもっとも基本的なルールを定めた民法が大改正されます。経済や社会情勢の変化に対応し、消費者保護を重視した「債権法」の改正対象は約200項目にも及び、企業や消費者の契約ルールが大幅に変わります。そこで本講座では、企業活動に大きな影響を及ぼす「改正・債権法」や「債権管理」の重要ポイントに絞ってわかりやすく解説します

経営者、営業・販売・経理担当者、必須の知識!

日時 令和元年10月17日(木)

午後2時~4時

会場 タスパークホテル 会議室

受講料 会員(法人会・会議所・雇対協):1人 500円
その他:1人 1,000円

申込 下記申込書にご記入の上、10月11日(金)までに法人会事務局へお申し込みください。

主催 (公社)長井法人会
TEL 0238-88-3960

共催 長井商工会議所
西置賜雇用対策協議会

【講師】 行政書士大森法務事務所
代表 **大森 靖之氏**

企業の法務部にて11年間に亘り月100件以上の契約書作成・審査実務に携わり、法務分野の社内エキスパートとなる。2013年に行政書士として独立し、企業から個人までの契約書作成や顧問先の指導と共に、各地の商工団体等のセミナー講師として活躍中。



【セミナー内容】

- ◆民法とは? 改正の全体像について
- ◆企業活動に関する重要な改正事項
 - ・売掛金などの債権の時効期間が変わります
 - ・個人保証の要件が厳しくなります
 - ・敷金の取扱い、修繕関係の権利義務が明確になります
 - ・定型約款についての規定が新設されます
- ◆契約書の改定について
 - ① 売買契約書の見直しポイント
 - ② 請負契約書の見直しポイント
 - ③ 賃貸借契約書の見直しポイント

FAX 0238-88-3823

※切り取らずに送信してください。

「民法・債権法 企業の対応策」申込書

事業所名		会員確認	法人会・会議所・雇対協・その他
所在地		連絡先	TEL FAX
受講者名		受講者名	

* 個人情報の取り扱いについては、当会の事業活動以外の目的では利用することはありません。